

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇩ 売れ残り商品の評価損

Q : 子供服の小売業を営む当社では、テレビの人気キャラクターがプリントされたTシャツを大量に仕入れたのですが、昨年テレビ放映が終了したため流行遅れとなり、年初のバーゲンで半値まで下げても売りさばけない状態です。

商品自体に傷みなどはないのですが、この商品について評価損の計上は認められますか。

A : ご質問の場合には、棚卸資産について著しい陳腐化が生じた場合として、評価損の計上が認められると思われれます。

【解説】

棚卸資産について著しい陳腐化が生じた場合には、評価損を計上することが認められています。

この「著しい陳腐化」とは、棚卸資産そのものには物理的な欠陥がないにもかかわらず、経済的な環境の変化によりその価値が著しく減少し、その価値が今後回復しない状態にあることをいうとされています。例えば、いわゆる季節商品で売れ残ったものについて、今後通常の価額では販売できないことが過去の実績その他の事情に照らして明らかであるような場合が、これにあたります。

ご質問のTシャツは、流行遅れのため通常の価額では販売できないとのことですから、著しい陳腐化が生じた場合に該当し、評価損の計上が認められるものと思われれます。なお、評価損の計上が認められるためには、帳簿上、損金経理することが要件とされています。

